



2025 FUKUOKA GUARANTEE

福岡県信用保証協会 ディスクロージャー

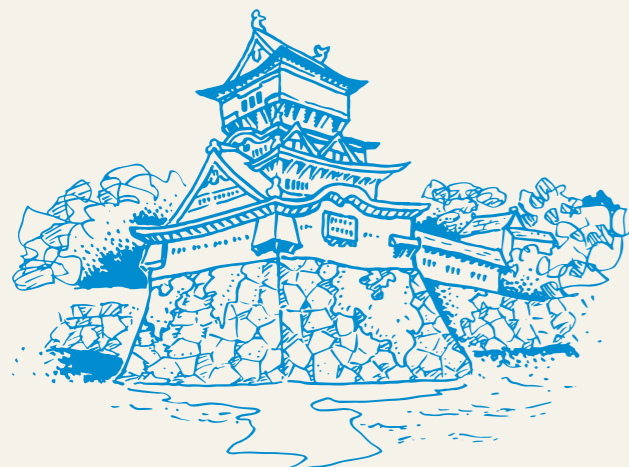


<https://www.fukuoka-cgc.or.jp>



福岡県信用保証協会

2025 FUKUOKA GUARANTEE



CONTENTS

ごあいさつ	1
福岡県信用保証協会の概要	2
福岡県信用保証協会の理念	3
事業概況	4
福岡県信用保証協会の取組み	6
中期事業計画／令和7年度経営計画	11
信用保証のしくみ	12
信用保証の利用について	14
信用保証料について	15
令和6年度決算	16
貸借対照表・収支計算書・財産目録	
コンプライアンスの基本方針	18
個人情報保護宣言	19
役員・機構組織	20
事業所所在地	21

平素より、当協会の業務運営につきまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和6年度の事業活動及び令和7年度の事業計画についてお知らせするディスクロージャー誌「2025 FUKUOKA GUARANTEE」を作成いたしました。

本誌を通して、当協会の取組みについてご理解をさらに深めていただければ幸いです。

さて、令和6年度の県内経済は円安を背景とするインバウンドの拡大や雇用情勢の改善による個人消費の持ち直し等の影響もあり、緩やかに回復しました。一方、中小企業を取り巻く環境は、エネルギー価格・原材料価格等の上昇に対する価格転嫁の遅れ、人手不足等の影響により倒産件数が増加する等、依然として厳しい状況がみられます。

このような中、当協会では企業の円滑な資金繰りを支援するため、伴走型特別保証制度や経営力強化保証制度等を活用した取組みを行いました。また、企業に寄り添い、金融支援と経営支援を一体的に進めるため組織変更を行うとともに、さらにきめ細やかな支援を行うため支援機関・専門家と連携した「ワンポイントサポート」を開始しました。利用された企業にはご好評をいただいておりますので、ぜひご活用ください。

当協会は、今後も中小企業の皆さまとの対話を重ねながら、金融機関・支援機関・専門家等との連携を深め、それぞれの経営課題に対し、実効性のある支援に取り組んでまいります。

さらに、保証申込手続の電子化については、16金融機関がご利用され、保証申込の約4割程度が電子化されています。今後も各金融機関のご協力をいただきながら手続きの利便性向上に取り組んでまいります。

当協会は、県内中小企業の皆さまのベストパートナーとしてその役割と責任を十分に認識し、信頼され、必要とされる組織を目指し、役職員一丸となって邁進してまいります。引き続き、皆さまのご支援とご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和7年7月

福岡県信用保証協会
会長 山崎 建典

プロフィール

設立認可	昭和24年3月29日	
根拠法律	信用保証協会法	
基本財産 (令和7年3月31日現在)	79,904百万円	
	内訳	
	・基金	11,053百万円
	・基金準備金	68,851百万円
保証債務残高 (令和7年3月31日現在)	件数	116,957件
	金額	1,185,850百万円
利用企業数 (令和7年3月31日現在)	70,932企業	
役員員数 (令和7年3月31日現在)	理事	20名(非常勤 15名)
	監事	3名(非常勤 2名)
	職員	181名
事務所	本所(福岡市博多区)、大濠支所(福岡市中央区)、北九州支所(北九州市)、久留米支所(久留米市)、筑豊支所(飯塚市)、大牟田支所(大牟田市)	

沿革

昭和24年	3月29日	社団法人 福岡県信用保証協会 設立認可
昭和24年	5月 7日	社団法人 福岡県信用保証協会 設立登記
昭和28年	8月10日	信用保証協会法施行
昭和30年	3月23日	信用保証協会法による福岡県信用保証協会設立認可
昭和32年	5月10日	北九州支所を開設
昭和33年	5月10日	筑後支所を開設
昭和37年	10月25日	筑豊支所を開設
昭和54年	4月 2日	大牟田支所を開設 筑後支所を久留米支所に改称
平成 6年	10月 3日	大濠支所を「福岡市中央区黒門」に新築し開設
平成14年	3月11日	久留米支所の新事務所を開設
平成19年	5月 1日	大牟田支所の事務所移転
令和 1年	6月30日	本所免震対策工事完了

協会マークの説明



- シンボルマークは、当協会の主要事業領域「CREDIT GUARANTEE」(信用保証)の頭文字の組合せで構成し、中小企業とのベストパートナーシップ、関係機関との信頼のきずなを表現しています。
- 全体の形を成す楕円は地域社会およびその集合体である地球をイメージしています。
- コーポレートカラーは、当協会の若々しい活力と希望に満ちた姿勢をギャランティブルーで表現しています。

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の貸付等を受けられる際に、「公的な保証人」となり、金融の円滑化を図ることを目的として設立された「信用保証協会法」に基づく認可法人です。

福岡県信用保証協会の理念

当協会は昭和24年の設立以来、地域経済の繁栄を願い、金融の円滑化という側面から中小企業者等の経営安定や繁栄を目指し、当協会の信条や使命、社会的存在意義についての経営思想を示すものとして、基本理念を定めております。

また、基本理念に掲げる共通の精神を明確にしたうえで、これを実現するために行動指針を定めております。

基本理念

私たち、福岡県信用保証協会は、中小企業のベストパートナーとして『信用保証』により、その経営の安定と繁栄を支援し、地域経済の発展につくします。

●中小企業のベストパートナーとして

私たちのお客さまは「中小企業」の方々です。私たち信用保証協会は、中小企業の期待に応え、その経営をサポートしていくために、親身な温かい応対で中小企業との絆を培っていく良きパートナーシップを形成していくことを目指します。

●『信用保証』により

信用保証協会は、中小企業のために『信用保証』を行い、金融の円滑化を図り、その健全な発展を助成することを設立目的としています。信用保証協会は、公的機関としての『信用保証』の使命・役割を自覚し、積極的に信用保証業務を推進します。

●経営の安定と繁栄を支援し

私たちのお客さまである中小企業の皆さまは、その経営に真剣に取り組み、事業発展のために懸命に努力しておられます。このような中小企業のために、私たちはその経営の安定と繁栄を力強くお手伝いします。

●地域経済の発展につくします

地域社会の一員である私たちは、『信用保証』により、金融の円滑化を通じて中小企業の発展を図り、地域経済の発展に貢献し、地域との共生を目指します。

行動指針

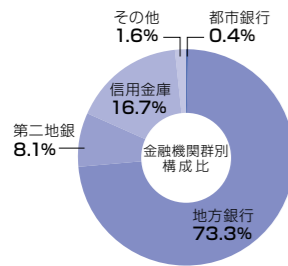
- 1 私たちは、中小企業とともに成長し、地域社会の発展に貢献することを誇りとします。
- 2 私たちは、親切・公正・感謝の気持ちで、中小企業の良き相談相手となるようつとめます。
- 3 私たちは、心身の健康につとめ、つねに自己改革にチャレンジします。
- 4 私たちは、コミュニケーションを大切に、チームワークのとれた職場をつくります。

令和6年度事業概況

(単位:百万円、件)

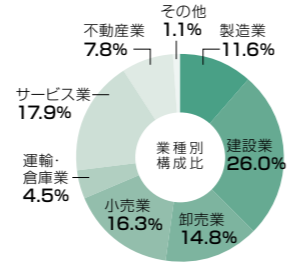
	保証承諾	保証債務残高	代位弁済	求償権回収
件数	18,532	116,957	2,529	298
金額	228,568	1,185,850	26,122	3,626

保証承諾の状況



金融機関群別 (単位:百万円、%)

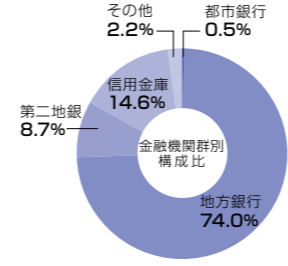
令和6年度累計



業種別 (単位:百万円、%)

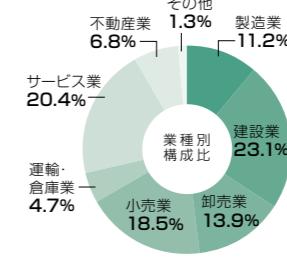
令和6年度累計

保証債務残高の状況



金融機関群別 (単位:百万円、%)

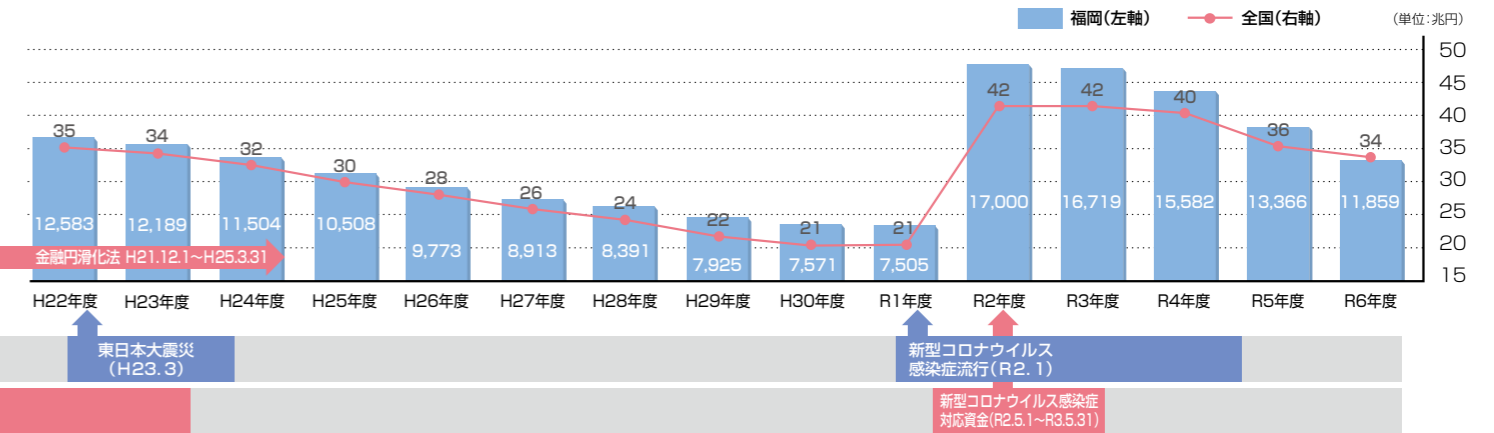
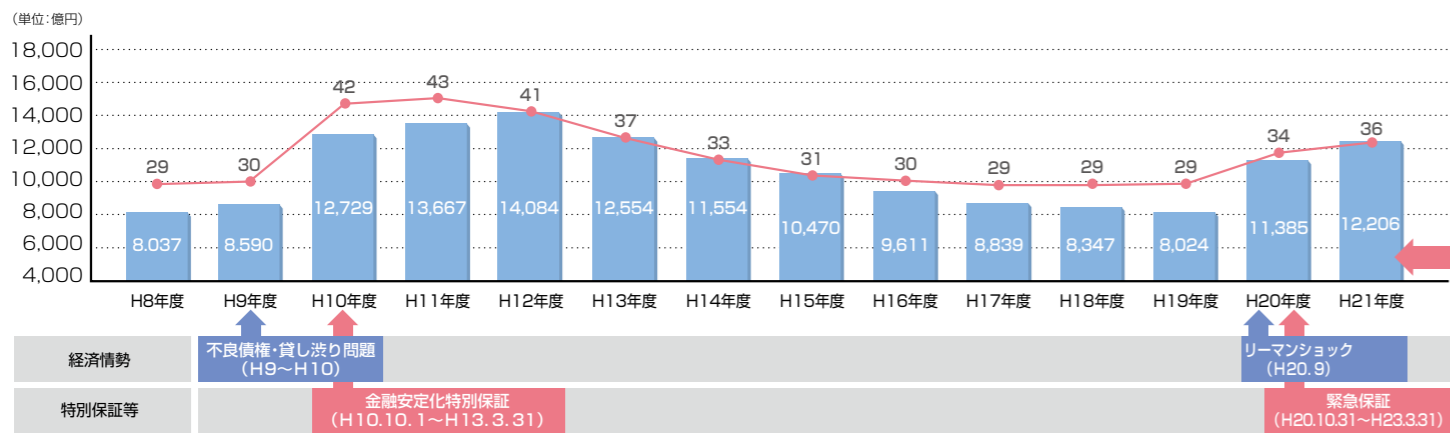
令和6年度末



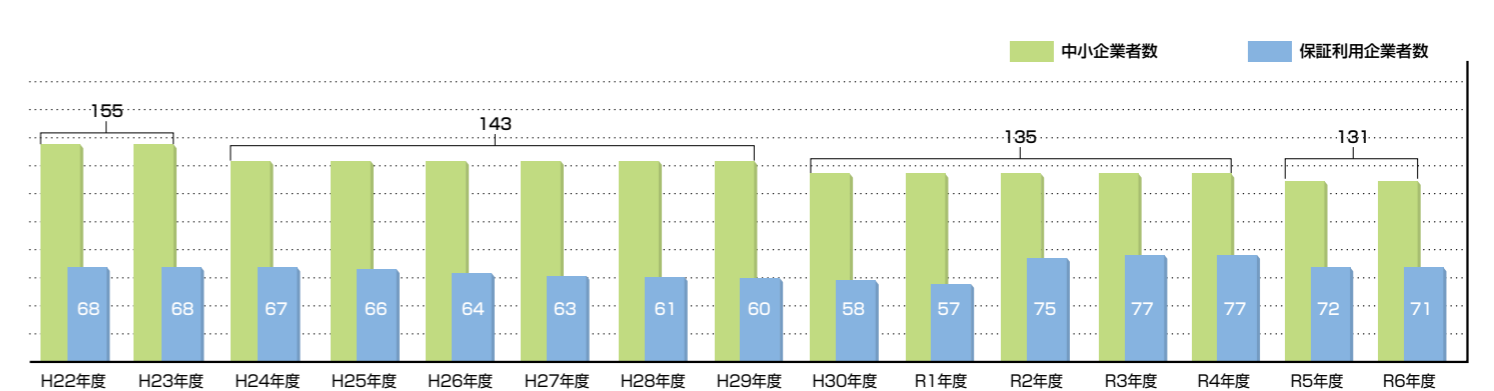
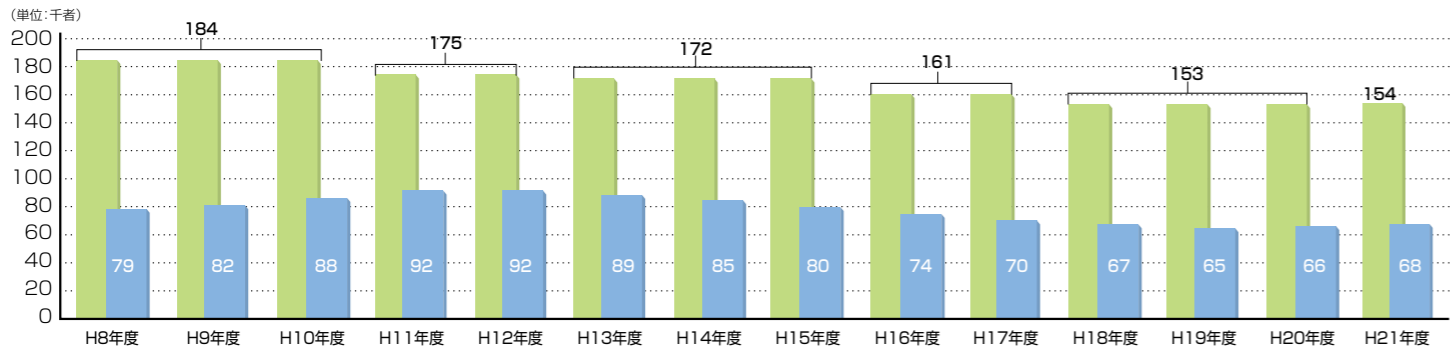
業種別 (単位:百万円、%)

令和6年度末

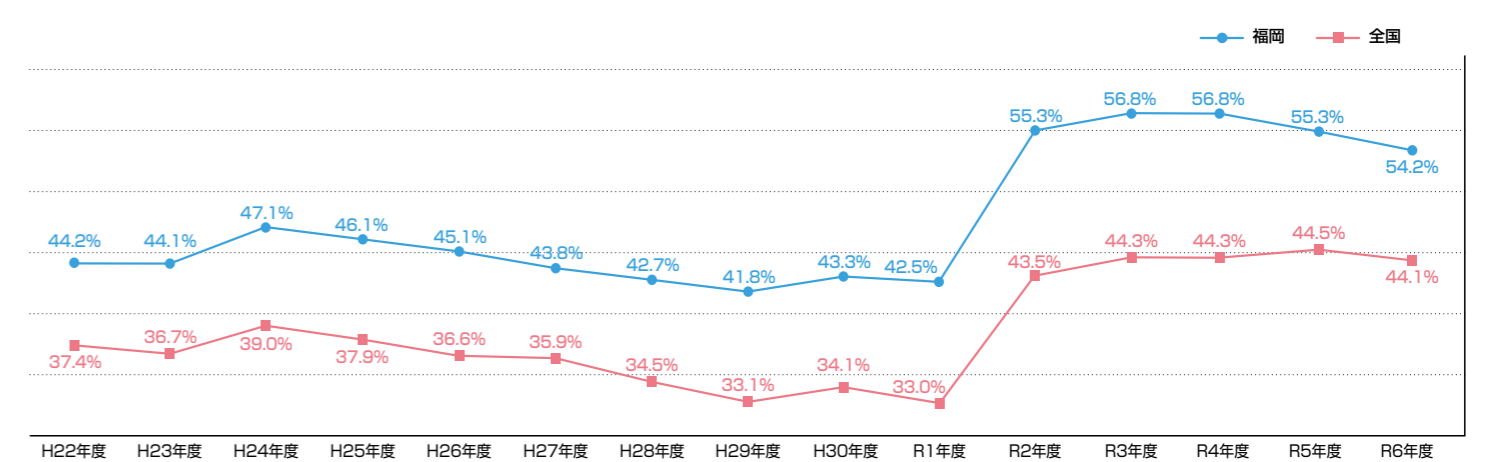
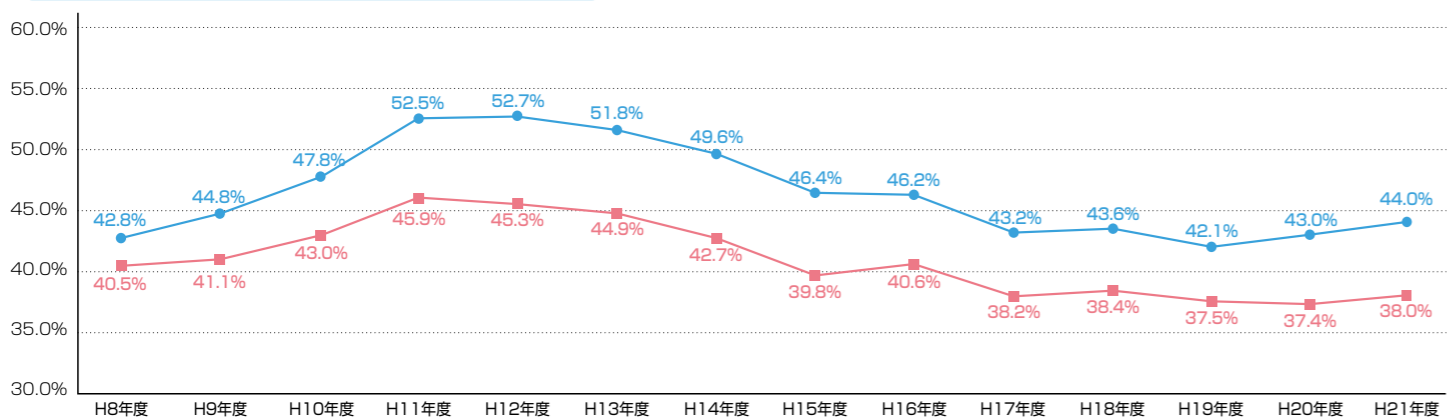
保証債務残高推移



保証利用企業者数



保証利用率推移 (保証利用企業者数 / 中小企業者数)

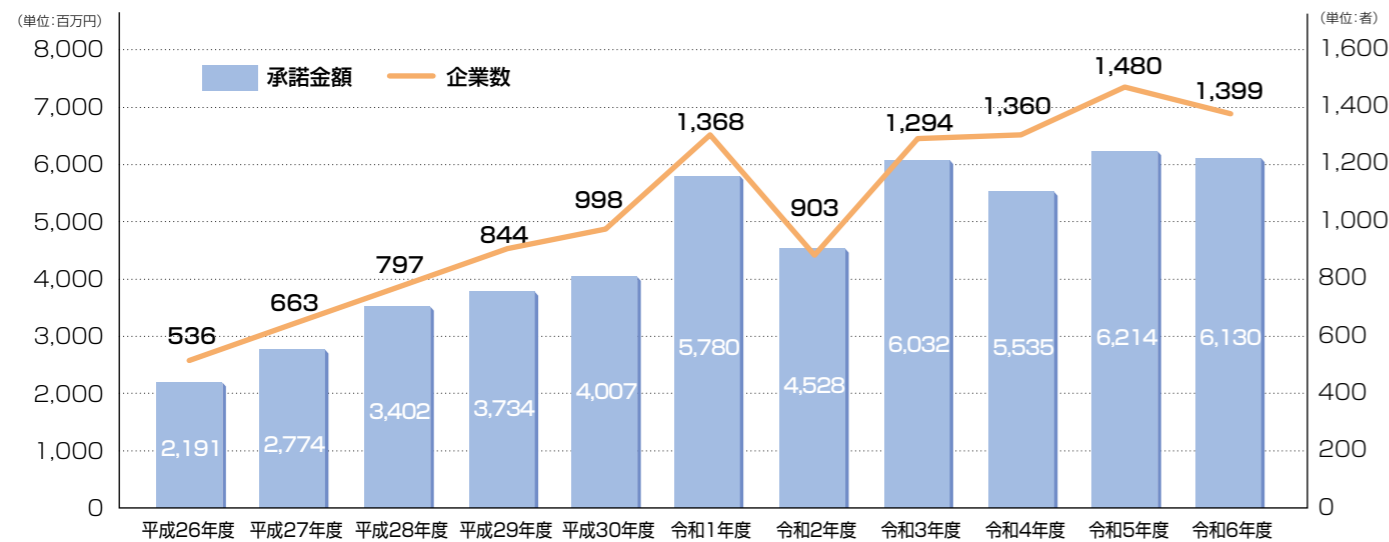


創業支援の推進

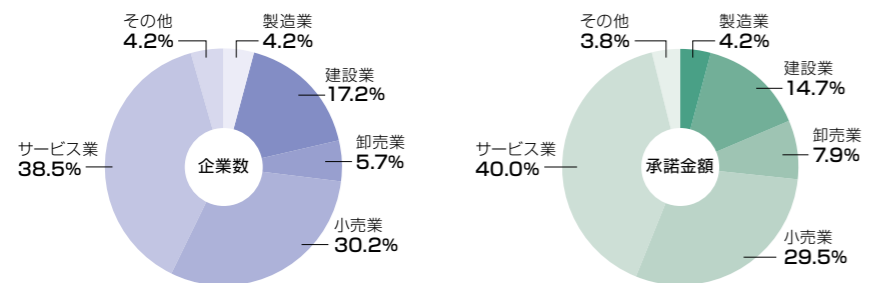
福岡県は、アジアの玄関口であり、九州における経済の中核として、成長・発展を続け、開業率は全国的にみても高い水準にあります。当協会においても、創業に関する啓発活動から創業後のフォローアップまで、ステージに応じた創業支援に取り組んでいます。令和6年度は創業の推進活動として、県内16金融機関と創業支援に関する意見交換を行いました。また、福岡銀行・西日本シティ銀行それぞれに日本政策金融公庫を加えた三者連携会議の実施、商工会議所が主催する創業塾に講師の派遣等を行い、連携

強化を図りました。さらに、創業保証の利用者向けにアンケートを実施し、今後の創業制度の見直しやサービス向上に努めています。令和6年度の創業保証実績は保証承諾企業数1,399者(前年比94.5%)、承諾金額61億円(前年比98.6%)、創業保証のうち法人創業時に経営者保証を不要とするSSS保証は承諾件数30件(前年比88.2%)、承諾金額1.7億円(前年比94.4%)となっています。

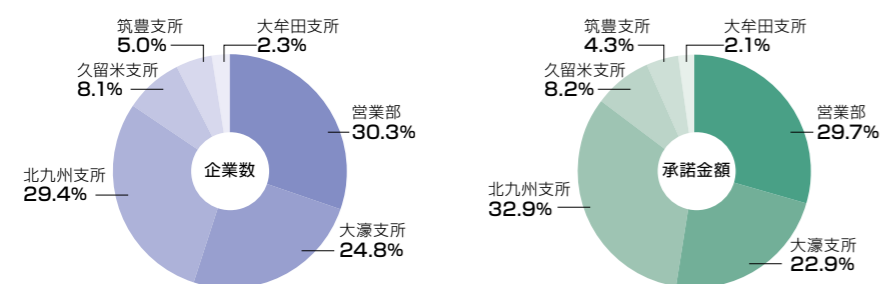
●創業関連保証の取組状況



●創業関連保証の業種別取組状況



●創業関連保証の部・支所別取組状況



令和6年度 (単位: 者、百万円)

	企業数	承諾金額
製造業	59	256
建設業	240	902
卸売業	80	486
小売業	422	1,806
サービス業	539	2,451
その他	59	230
合計	1,399	6,130

令和6年度 (単位: 者、百万円)

	企業数	承諾金額
営業部	424	1,820
大瀬支所	347	1,401
北九州支所	412	2,014
久留米支所	114	503
筑豊支所	70	264
大牟田支所	32	128
合計	1,399	6,130

経営支援の強化

県内の景気は緩やかに回復していますが、中小企業を取り巻く環境においては、コロナ禍における中小企業金融・資金繰り支援策を経て、新型コロナウイルス感染症対応資金(通称ゼロゼロ融資)の返済が開始となったこともあり、借入金の返済負担が増大しています。

そのような状況に加え、昨今の原材料価格等の高騰や人手不足、将来的な金利上昇の懸念などから、コロナ後も業績回復が遅れている中小企業・小規模企業等が必要な経営支援や再生支援を受けられる環境の整備がより一層重要となっています。

このような背景を踏まえ、信用保証協会では、保証協会付融資割合の高い事業者への効果的なモニタリングの実施や、金融機関や支援機関との連携強化、専門家派遣メニューの充実により、早期に適切な支援に取り組めるよう努めています。

今後も、中小企業の方々との対話等により、早期に主体的に経営課題の把握に努め、経営課題の解決に向けた支援に取り組んでまいります。

1. 経営支援の一体的な取組み

令和6年度は旧保証統括部を「企業支援部」としたうえで、企業支援統括課、企業支援課を新設、営業部・各支所においては旧保証課を「保証経営支援課」と改称し、金融支援と経営支援を一体として取り組む体制を強化するとともに、中小企業の方々との対話による業況や経営課題の把握に取り組み、早期の経営支援に努めました。

2. 連携による経営支援の推進

福岡財務支局主催の「ふくおか地域しんこうコンソーシアム」に参加し、情報収集とともに、参加した支援機関との支援策に関する意見交換等による連携強化を行いました。

また、支援機関との連携強化や支援機関の取組内容について理解を深めるための支援機関との勉強会や、経営支援能力や経営支援に係る顧客との対話力強化を図るため、職員向けの研修を実施しました。

実施時期	内容等
令和6年7月	株式会社西日本建設業保証による勉強会
令和6年11月	外部講師(中小企業診断士)による経営支援研修
令和7年1~2月	事業承継セミナー (講師:福岡県事業承継・引継ぎ支援センター)
令和7年2月	福岡県中小企業活性化協議会との勉強会
令和7年2月	中小企業基盤整備機構のオーダーメイド研修 「小規模事業者の伴走型支援に役立つ傾聴力と対話力」
令和7年3月	金融庁による「業種別支援の着眼点」研修

さらに、令和6年6月の「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の改正により、信用保証協会による中小企業活性化協議会への相談持込件数が公表されることとなったことを受けて、当協会

においても経営改善支援や再生支援の必要性を検討し、連携を図っています(令和6年度相談持込実績13件)。

3. 専門家派遣サービスの新メニュー

「ワンポイントサポート」の創設

よりきめ細やかな経営支援を実施していくため、福岡県中小企業振興センターと連携し、登録専門家を派遣する事業として、令和6年4月に新メニュー「ワンポイントサポート」を創設しました。

「ワンポイントサポート」は、各種専門家を1回~2回(最大5回)派遣し、様々な経営課題解決に向けた助言を行うもので、中小企業の方の費用負担がなく、中小企業診断士のみならず、その他の専門家(公認会計士・税理士・社会保険労務士等)からの支援も受けられる内容となっています。

他メニューの紹介も含めて、詳細はP8-9に掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

オンライン相談窓口の紹介

当協会のホームページでは、経営支援や、各種保証制度のご紹介、申込関係書類の配信等を幅広く掲載しています。令和6年3月からは中小企業の皆さま向けにオンラインでの相談窓口を開設しました。

「創業をお考えの方」「事業承継にお悩みの方」「経営改善に取り組みたい方」「経営者保証について相談したい方」等、様々な疑問や質問に、協会内の中小企業診断士等が対応しています。ぜひこちらもご活用ください。



詳しくはこちらから!



専門家派遣サービス・各種メニュー

創業から事業承継までお客さまのライフステージに合わせてサポートします!

1 創業期

創業者経営支援

対象者 当協会の創業資金をご利用中で、経営にお悩みの方(※創業後5年未満の方に限ります)

支援内容 **創業後の課題解決をサポートします!**
例)事業戦略立案、アイデアの事業化、ビジネスプランの見直し、新規顧客の獲得などを報告書におまとめします

所要期間 約3か月の間に専門家が5回訪問

費用負担 **無料**(専門家への謝金は当協会が負担します)

2 成長期

生産性向上支援

対象者 生産性向上・付加価値向上・事業成長を目指す方

支援内容 **生産性向上・付加価値向上・事業成長に向けたピンポイントの改善を提案します!**
例)付加価値向上、事業の効率化、マーケティング力の強化、ITの活用方法などを報告書におまとめします

所要期間 約3か月の間に専門家が5回訪問

費用負担 **無料**(専門家への謝金は当協会が負担します)

3 成長期

経営診断サービス

対象者 自社の経営状況を見つめなおしたい方

支援内容 **客観的な目線で現状分析と簡易診断をします!**
例)自社の強み・弱みの把握、課題の抽出、改善策の提案などを報告書におまとめします

所要期間 約3か月の間に専門家が3回~5回訪問

費用負担 **無料**(専門家への謝金は当協会が負担します)

4 成熟期

経営改善計画策定支援&フォローアップ

対象者 経営改善意欲をお持ちで、専門家と一緒に経営改善計画書の策定をご希望の方

支援内容 **経営改善計画書の策定をサポート&計画に基づくフォローアップをします!**
例)現状分析、改善策、アクションプラン、数値目標、借入金返済計画などを計画書におまとめします

所要期間 計画策定完了まで約6か月(お客さまの経営状況に応じて専門家の訪問回数が異なります)フォローアップは計画策定完了後、最大3年間

費用負担 **無料~最大120,000円**(専門家への謝金の一部を当協会が負担します)

5 成熟期

事業承継支援

対象者 事業承継についてお悩みの方

支援内容 **事業承継に向けた課題の抽出・改善を提案します!**
例)経営状況の見える化、事業承継に向けた課題の整理、事業承継のための解決策の提案、知的資産の活用などを報告書におまとめします

所要期間 約3か月の間に専門家が5回訪問

費用負担 **無料**(専門家への謝金は当協会が負担します)

どのライフステージでもご利用可能!

ワンポイントサポート

対象者 専門家によるアドバイスを求めている方


支援内容 **経営課題や、経営上のお悩み・お困りごとの解決に向けて、専門家がアドバイスします!**
例)SNSを使用した新商品の販売戦略を相談したい、自社のデジタル化を進めたい等

所要期間 約1か月の間に専門家が1回~2回訪問(最大5回)


費用負担 **無料**(専門家への謝金は当協会及び福岡県中小企業振興センター(※)が負担します)(※)ワンポイントサポートは、福岡県中小企業振興センターが実施する専門家派遣事業と連携

専門家派遣サービス利用者の声


自社の営業課題を客観的に指摘いただいたことで、見えなかった課題を認識でき、早速実践したところ反応が上がりました。




専門家だけあって、わかりやすく丁寧に教えていただいたので非常に助かりました。




当店のよう資金繰りに悩んでいる自営業の方が多く、普段専門家にご相談する機会がないので、経営の現状を把握するためにも一度こちらのサービスを受けるのをお勧めします。



苦手な分野、不備な部分、悪い部分を指摘して頂いて、改善すべき問題点をたくさん気付かせていただきました。経営改善に向けて実行していきたいと考えています。



計画書作成の中で現実的で実行可能なプランの提案を受けることでこちらもやる気になりますし、安心感を持つことができました。



詳しくはこちらから!




WEB申込はこちらから!



信用保証申込手続の電子化

紙媒体による郵送や対面等での手渡しが基本となっていた金融機関等経由の保証申込手続について、令和5年8月から電子受付システムの取扱いを開始しています。

令和6年度末時点で16金融機関と運用を開始しており、保証

申込の内、電子での申込受付は約4割を占めています。

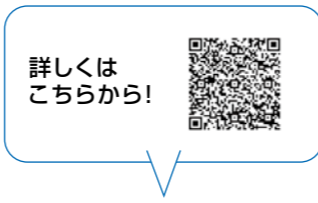
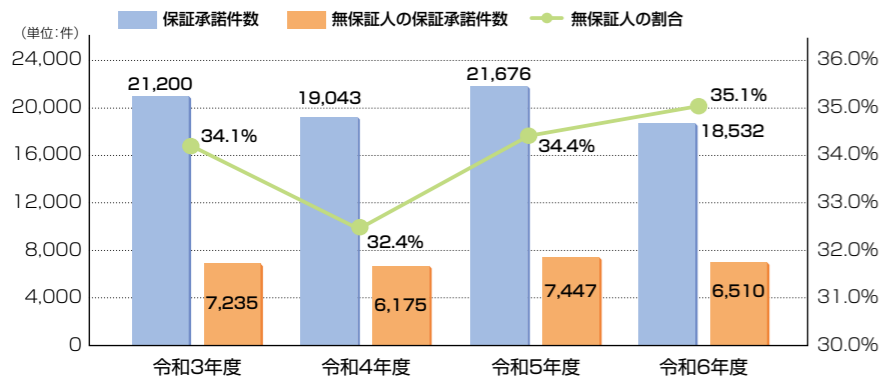
令和7年度も上半期で8金融機関との運用開始を予定しており、更なる利用金融機関の拡大を見込んでいます。

経営者保証に依存しない保証への取組み

経営者保証に依存しない保証への取組みを推進するため、経営者保証を不要とする取扱いを紹介するパンフレットを作成し、金融機関等へ配布を行い、勉強会等での説明を実施しました。

令和6年度は「伴走支援型特別保証(コロナ借換保証)」における免除対応が終了となりましたが、金融機関連携型を含む「3類型」等を中心に適切な提案に努め、無保証人の割合は前年を上回る実績となりました。

●保証承諾件数に対する無保証人割合



教育機関での講義・セミナー活動

地域経済の将来を担う学生に向けて、中小企業の実状や信用保証制度の役割の理解、起業家精神の醸成等を目的として、昨年度は県内5大学の協力を得て、講義・セミナー活動を行いました。

講義では、信用保証制度の社会的役割や中小企業を取り巻く環境、企業の決算分析や審査実務、創業支援について等、実務面の講義を実施しています。

令和6年度 講義実績

日程	大学名	受講者数	講義内容
6月20日	九州産業大学	104名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
6月25日	福岡大学	173名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
7月3日	福岡大学	69名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
7月10日	西南学院大学	90名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
10月3日	福岡女学院大学	75名	信用保証協会の業務と求められる人材
10月3日	帝京大学	19名	信用保証制度の役割と創業支援について
10月23日	福岡大学	49名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割
11月12日	福岡大学	9名	中小企業を取り巻く金融環境と信用保証制度の役割



西南学院大学



福岡大学

第七次中期事業計画(令和6年度～令和8年度)

福岡県信用保証協会は、中小企業のベストパートナーとして「信用保証」によりその経営の安定と繁栄を支援し、地域経済の発展に貢献するとともに、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、令和6年度から令和8年度まで3か年間、以下の方針に沿って業務運営に取り組むこととします。

【保証部門】

- (1) 中小企業者の実情に応じた金融支援
- (2) 利便性の向上

【期中管理・経営支援部門】

- (1) 経営支援の強化
- (2) 連携による経営支援の推進

【回収部門】

- (1) 効率性を重視した管理・回収
- (2) 求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援

【その他間接部門】

- (1) 業務改革の推進
- (2) 組織力の強化
- (3) コンプライアンス態勢の充実



令和7年度経営計画

1. 業務運営方針

県内の景気は、緩やかに回復しているものの、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、中小企業者の資金繰りに支障が生じることがないよう、金融機関と連携して迅速かつ適切な金融支援に努めます。

また、地域経済の活性化や中小企業者の持続的な成長を促進するため、創業や事業承継支援とともに、経営者保証に依存しない保証に適切に取り組めます。

併せて、利用者の利便性向上のため、情報発信の強化や保証申込手続き等の電子化を推進します。

さらに、資金繰りに支障が生じている中小企業者の返済緩和や事故発生が増加等が見込まれるため、金融機関や支援機関と連携して経営改善に向けた早期の取組みを支援します。

債権回収においては、物価上昇や人手不足等により、業績の回復が遅れている中小企業者の代位弁済増加が見込まれることから、効率的な債権管理・回収を行います。

組織の管理運営においては、デジタル技術を活用した継続的な業務改革の取組みや、課題に的確に対応する組織・人員体制の構築を進めていくほか、コンプライアンス態勢の一層の充実を図ります。

【重点課題】

- (1) 中小企業者の実情に応じた金融支援
- (2) 利便性の向上
- (3) 経営支援の強化
- (4) 支援機関との連携による経営支援の推進
- (5) 効率性を重視した管理・回収
- (6) 求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援
- (7) 業務改革の推進
- (8) 組織力の強化
- (9) 業務運営状況の確認とコンプライアンス態勢の強化

2. 保証承諾等の見通し

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

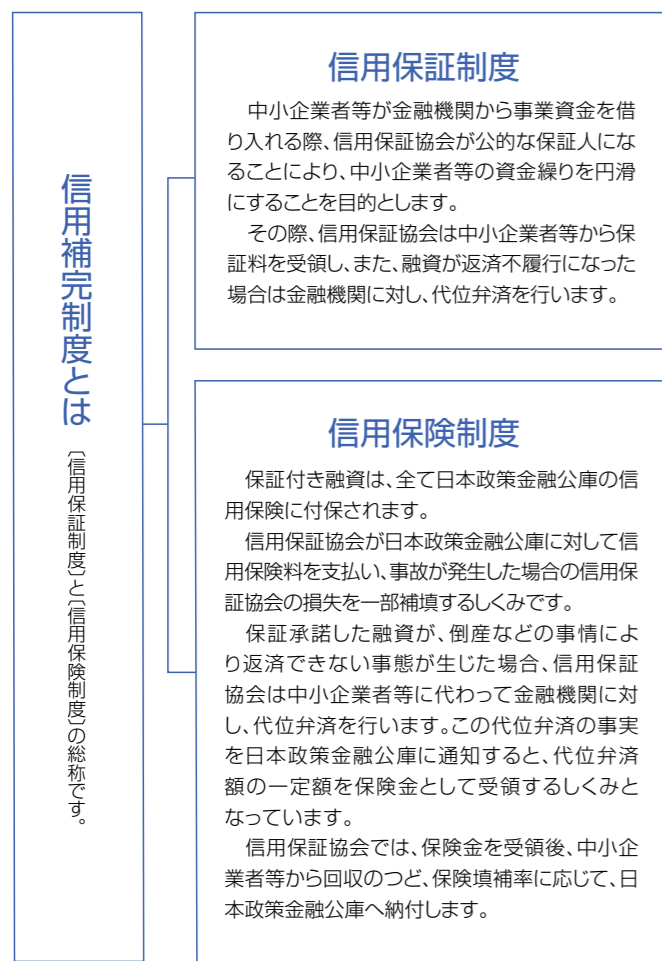
項目	金額
保証承諾	2,350億円
保証債務残高	10,500億円
代位弁済	280億円
求償権回収	31億円

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

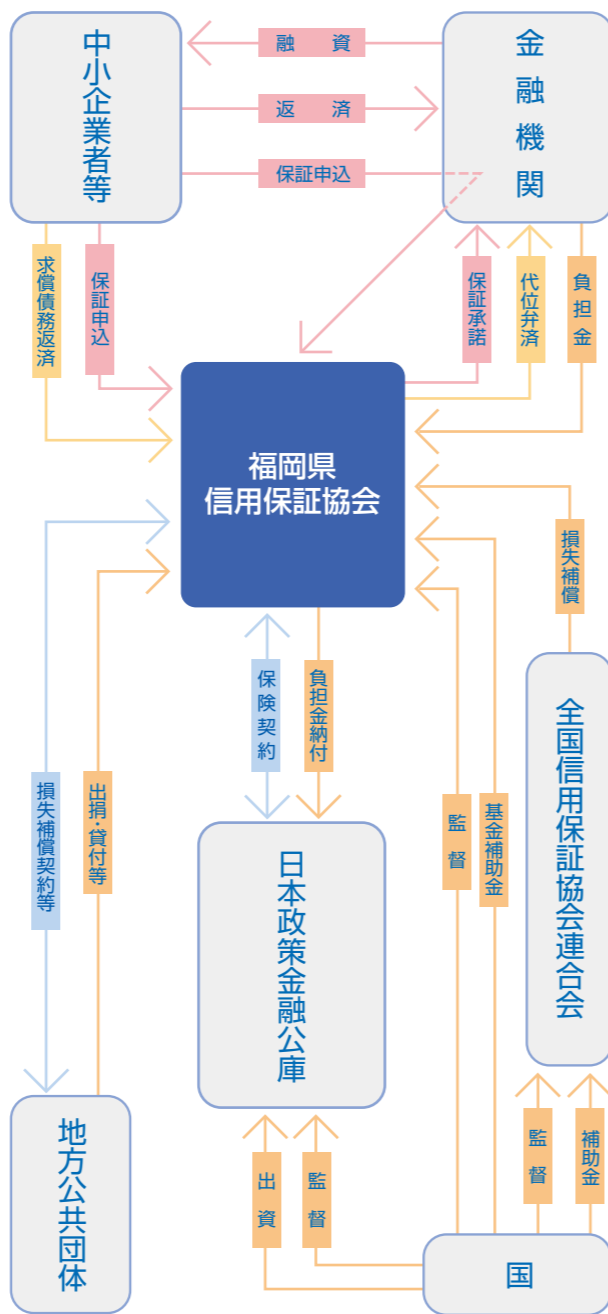
このように、「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



県・市町村と信用保証協会との関係

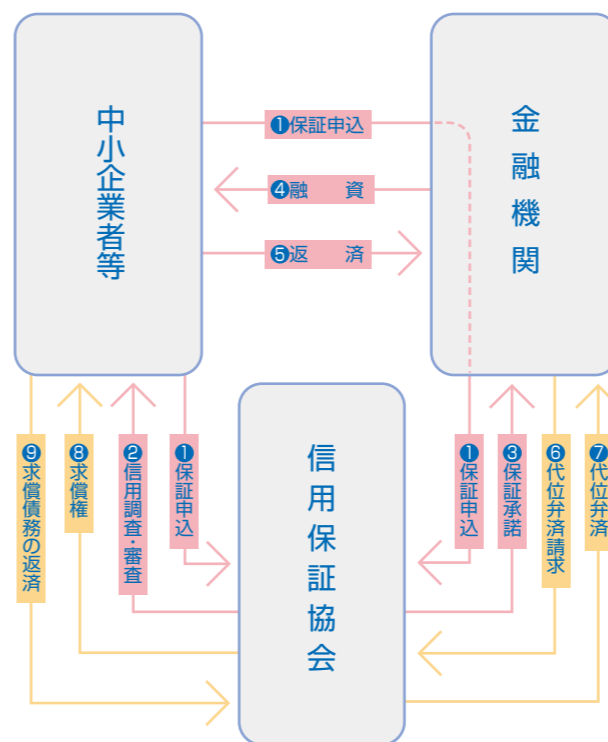
県及び市町村では、県内中小企業者等の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性、ニーズ等に応じて、当協会及び県内金融機関と協調して、制度融資を実施しています。

制度融資によっては、当協会と県及び市町村との間に損失補償契約を締結し、当協会は代位弁済の際に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて返納します。



- 融資実行・返済までの流れ
- 中小企業者等が借入金を返済できなくなった時の流れ
- 監督・出資・貸付等
- 保険契約等

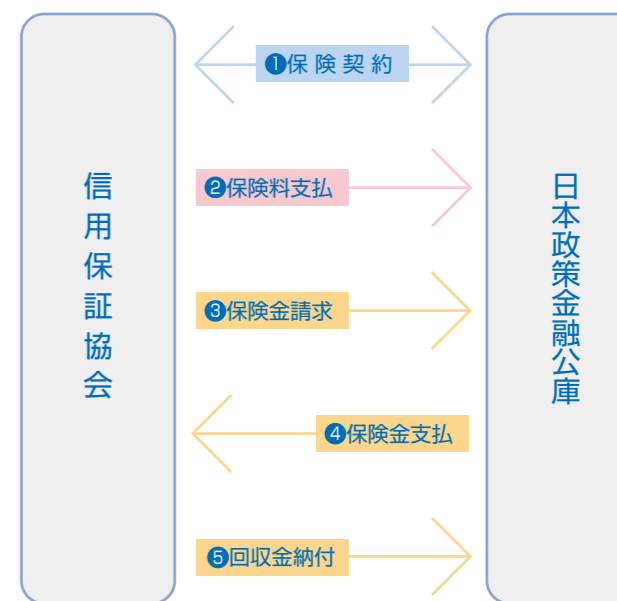
信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者です。

- 中小企業者等は、(金融機関等を通じ)信用保証協会に保証を申し込みます。
- 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行います。
- 信用保証協会は、信用保証を適当と認めた時は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等へ融資を行います。
- 中小企業者等は、融資の条件に従って金融機関に返済を行います。
- 金融機関は、中小企業者等が何らかの理由により、借入金の全部又は一部の返済ができなくなった時は、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- 信用保証協会はこの請求に基づいて中小企業者等に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- 信用保証協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権を取得します。
- 中小企業者等は、信用保証協会に求償債務の返済を行います。

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、日本政策金融公庫と信用保証協会の二者です。

- 日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本政策金融公庫は信用保証協会に対して保険を引き受けます。
- 信用保証協会は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- 信用保証協会が金融機関に代位弁済した時は、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じて、代位弁済した元本金額の70～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者等からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

ご利用いただける方

1. 所在地、業歴

福岡県内に事業所または営業所を有し、原則として事業を行う中小企業者

- 法人の場合、本店または事業所のいずれかが福岡県内にあればご利用いただけます。
- 個人事業主の場合は、住居または事業所のいずれかが県内にあればご利用いただけます。

※ただし、制度要綱で業歴等の定めがある場合は、その定めによります。

2. 企業規模

業種	資本金	従業員
製造業(運送業・建設業含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

- 企業規模は、資本金か従業員のうち、いずれか一方を満たしていればご利用いただけます。
- 事業協同組合等の組合もご利用いただけます。特定非営利活動法人(NPO法人)は、従業員要件を満たせば対象となります。
- ただし、自治体制度の中には協同組合やNPO法人等を対象としていない制度や、一部を対象から除外している制度があります。また、一部の政令特例業種については規模要件が異なります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

3. 保証対象業種

- (1)ほとんどの方がご利用いただけます。(中小企業信用保険法施行令で定められている業種)
- (2)許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。
- (3)ご利用になれない業種は、次のとおりです。
農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業等を除く)、その他のサービス業の一部(政治・経済・文化団体、宗教法人等)

信用保証の内容と条件

1. 保証の利用限度額

個人・法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

2. 保証期間

一般保証	20年以内
保証協会制度保証 県・市町村制度融資等	それぞれの制度により期間の定めがあります。

3. 資金使途

事業の発展・継続に必要な運転資金・設備資金。

4. 連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

【経営者保証を不要とする保証の取扱いについて】

当協会では、平成26年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」の適用を開始し、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

※「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者に関する契約時および履行時等における対応について、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自立的な準則として策定・公表されたものです。

5. 担保

必要に応じて、不動産または有価証券等を提供していただけます。

責任共有制度について

「責任共有制度」には、「負担金方式」「部分保証方式」の2つがあり、各金融機関にていずれかの方式を選択していただいています。

1. 「負担金方式」

融資金額の100%を信用保証協会が保証しますが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を事後で金融機関がお支払いいただく方式です。

2. 「部分保証方式」

融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式です。

※小口零細企業保証制度等、責任共有制度対象外となる保証制度(100%保証)もあります。

※詳細につきましては、最寄の信用保証協会窓口へご照会ください。(P21に記載)

信用保証料

1. 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者等の方との信用保証委託契約に基づいて、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会の運営を支えています。

信用保証料は金融機関から融資を受けた際、金融機関を通じてお支払いいただいています。信用保証料は、貸付実行日(条件変更を含む)に全額一括支払いとなっていますが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

なお、返済金額の変更(返済緩和)を伴う条件変更の際にも、最終期日の変更に関わらず変更保証料をいただいております。

また、最終履行期限前に完済された場合は、お支払いいただいている信用保証料を所定の範囲で返戻しています。

2. 信用保証料率

●信用保証料率体系

信用保証協会では、中小企業者の皆さまの経営状況に応じた9段階の保証料率体系としています。

なお、責任共有制度の対象となる保証については、借入額(根保証の場合は借入極度額)に対する率で表示される「責任共有保証料率」(下表左枠)が適用され、部分保証または負担金のどちらの方式であっても保証料率は同じです。また、小口零細企業保証制度等の責任共有制度の対象外となる保証については、「責任共有外保証料率」(下表右枠)が適用されます。

この9段階の保証料率が適用される保証は、無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)、特定社債保険、特定信用状関連特例、経営承継関連特例、特定経営承継関連特例、経営承継準備関連特例、特定経営承継準備関連特例及び経営承継借換関連特例を利用した保証です。これら以外の保険(保険特例)を利用した保証(例えば、特別小口保険、流動資産担保保険、経営安定関連特例(セーフティネット保証)、創業関連特例、危機関連特例等)は、固定料率となります。

区分	責任共有保証料率(%) (特殊保証)	責任共有外保証料率(%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

(注1)「責任共有保証料率」は、保証金額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。

(注2)「責任共有外保証料率」は、保証金額に対する率で表示したものです。

(注3)「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「電子記録債権割引根保証」「当座貸越根保証(カードローンを含む)」をさします。

3. 割引制度について

[1] 会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。なお、対象は「会社」に限り、「個人」「医療法人」等は対象外となります。

[2] 有担保保証に対する割引

普通保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険、特定支払契約保険および一部の保険特例に係る保証について、不動産等の担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。

なお、経営安定関連特例保険に係る保証(セーフティネット保証)は有担保の割引はありません。

●信用保証料に関するご照会について

信用保証料を確認した上で、保証申込をしたいという場合や、金融機関が中小企業者の皆さまに保証付き融資を紹介する際に、あらかじめ信用保証料についても説明したいというご要望がある場合、当協会では該当する信用保証料率の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートいたします。

4. 信用保証料の計算方法

[1] 一括返済条件(分割返済条件の据置部分を含む)の計算式

信用保証料=借入額(根保証の場合は借入極度額)×
信用保証料率×保証期間

★計算例/借入金額1,000万円、保証期間6ヶ月、
信用保証料率1.15%
1,000万円×1.15%×(6ヶ月÷12ヶ月)=57,500円

※保証の最終期日を指定した場合の保証期間は日数期間とします。

[2] 分割返済条件の計算式

信用保証料=借入額(根保証の場合は借入極度額)×
信用保証料率×分割返済回数別係数×保証期間

(注)分割返済回数別係数は次のとおりです。

分割回数	2回以上 6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

★計算例/借入金額1,000万円、保証期間5年、
元金均等返済、信用保証料率1.15%
1,000万円×1.15%×0.55×5年=316,250円

※詳細につきましては、最寄の信用保証協会窓口へご照会ください。(P21に記載)

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	825,704	基 本 財 産	79,903,826,407
現金	825,704	基 金	11,053,269,425
小 切 手	0	基金準備金	68,850,556,982
預 け 金	44,543,959,971	制度改革促進基金	0
当座預金	206,223,180	収支差額変動準備金	39,946,574,921
普通預金	16,813,155,264	その他有価証券評価差額	0
通知預金	0	責 任 準 備 金	8,533,902,805
定期預金	27,500,000,000	求償権償却準備金	2,245,506,316
郵便貯金	24,581,527	退職給与引当金	1,546,968,485
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	47,250,913,327
有 価 証 券	102,712,651,257	保 証 債 務	1,185,849,921,936
国 債	0	求償権補填金	0
地 方 債	32,548,751,257	保 険 金	0
社 債	70,150,000,000	損失補償補填金	0
株 式	13,900,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	2,362,568,159	雑 勘 定	28,218,813,076
事業用不動産	2,233,219,793	仮 受 金	14,152,284
事業用動産	129,348,366	保険納付金	409,970,412
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	173,404,982
建設仮勘定	0	未経過保証料	27,595,504,869
損失補償金見返	47,250,913,327	未払保険料	2,827,494
保証債務見返	1,185,849,921,936	未 払 費 用	22,953,035
求 償 権	8,353,564,644	有価証券未払金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	2,422,022,275		
仮 払 金	24,599,572		
保 証 金	0		
厚生基金	37,743,000		
連合会勘定	995,197		
未 収 利 息	169,021,010		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	2,189,663,496		
合 計	1,393,496,427,273	合 計	1,393,496,427,273

連合会貸付事業に係る借入金(収支差額変動準備金造成資金)の累計額 0円
 当期中の収支差額変動準備金造成資金から収支差額変動準備金への振替額 0円
 累計の収支差額変動準備金造成資金から収支差額変動準備金への振替額 0円

貸借対照表の用語解説

借 方	
預け金	金融機関へ預託しています。
有価証券	代位弁済の支払準備資産として国債・地方債・社債等を保有しています。
求償権	経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

貸 方	
収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
損失補償金	地方公共団体等が信用保証協会の債務履行に基づく補償を行う場合の契約額を計上しています。
未経過保証料	受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(次年度以降に係る保証料)を計上しています。

基本財産

■基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定めています。したがって、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

■基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。
 ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金と金融機関等負担金で構成されています。
 ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

収支計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)(単位:円)

科 目	金 額
経常収入	14,137,907,848
保証料	10,432,494,286
預け金利息	15,631,537
有価証券利息配当金	554,600,307
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	100,043,670
事務補助金	2,031,165,542
責任共有負担金	962,621,000
雑収入	41,351,506
経常支出	8,802,426,574
業務費	3,309,358,647
借入金利息	0
信用保険料	5,345,381,268
責任共有負担金納付金	147,686,538
雑支出	121
経常収支差額	5,335,481,274
経常外収入	33,751,183,670
償却求償権回収金	171,112,317
責任準備金戻入	9,245,691,639
求償権償却準備金戻入	2,054,718,309
求償権補填金戻入	22,279,551,967
保険金	19,337,818,836
損失補償補填金	2,941,733,131
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補助金	0
その他収入	109,438
経常外支出	34,184,604,715
求償権償却	23,339,629,027
譲受債権償却	0
雑勘定償却	4,822,013
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	937,766
責任準備金繰入	8,533,902,805
求償権償却準備金繰入	2,245,506,316
その他支出	59,806,788
経常外収支差額	△ 433,421,045
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	4,902,060,229
当期収支差額変動準備金繰入額	1,634,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	3,268,060,229

収支計算書の用語解説

収 入	
保証料	決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。
預け金利息等	金融機関に預け入れた預金の受取利息と、代位弁済の支払準備資産として保有している国債・地方債等からの利息配当金です。
求償権補填金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

支 出	
信用保険料	日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-当期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。
求償権償却	年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)
求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。(洗替え方式)
当期収支差額	全額基本財産(収支差額変動準備金を含む)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

財産目録

(令和7年3月31日現在)(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	825,704	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	44,543,959,971	責 任 準 備 金	8,533,902,805
金 銭 信 託	0	求償権償却準備金	2,245,506,316
有 価 証 券	102,712,651,257	退職給与引当金	1,546,968,485
動 産 ・ 不 動 産	2,362,568,159	損 失 補 償 金	47,250,913,327
損失補償金見返	47,250,913,327	保 証 債 務	1,185,849,921,936
保証債務見返	1,185,849,921,936	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	8,353,564,644	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	28,218,813,076
雑 勘 定	2,422,022,275		
合 計	1,393,496,427,273	合 計	1,273,646,025,945
		正 味 資 産	119,850,401,328

コンプライアンスの基本方針

福岡県信用保証協会が「信用保証」を通じて、「かけ橋」として中小企業者等と金融機関を結びつけ、中小企業金融の円滑化を果たしていくためには、自己規律と社会からの揺るぎない信頼の確立が必要であると考えています。

そのため、当協会は下記の信用保証協会倫理憲章をコンプライアンスにかかる基本方針として定め、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、全従業員一丸となって健全な運営に努めています。

◎コンプライアンス実践マニュアル

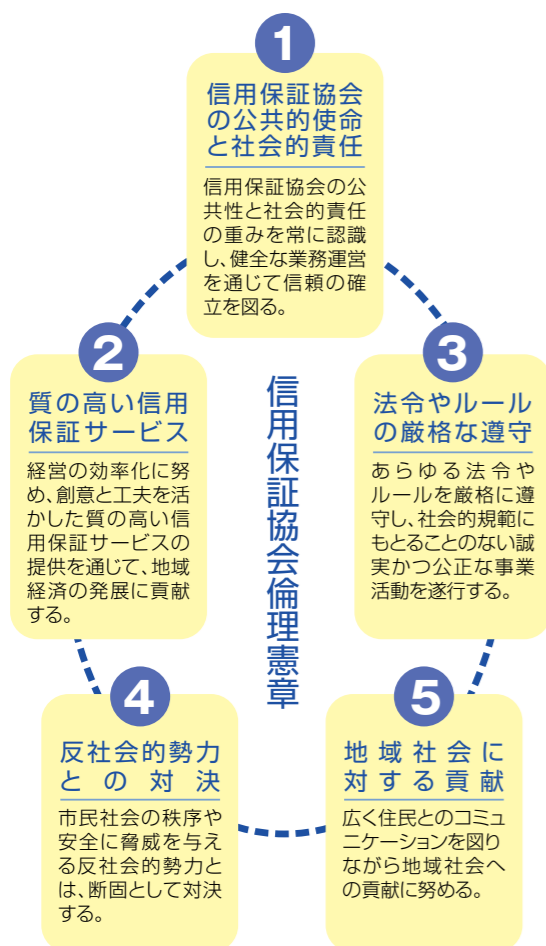
「コンプライアンス実践マニュアル」を全従業員が所持・活用し、コンプライアンス意識の向上に努めています。

◎全職員へのコンプライアンスの啓発

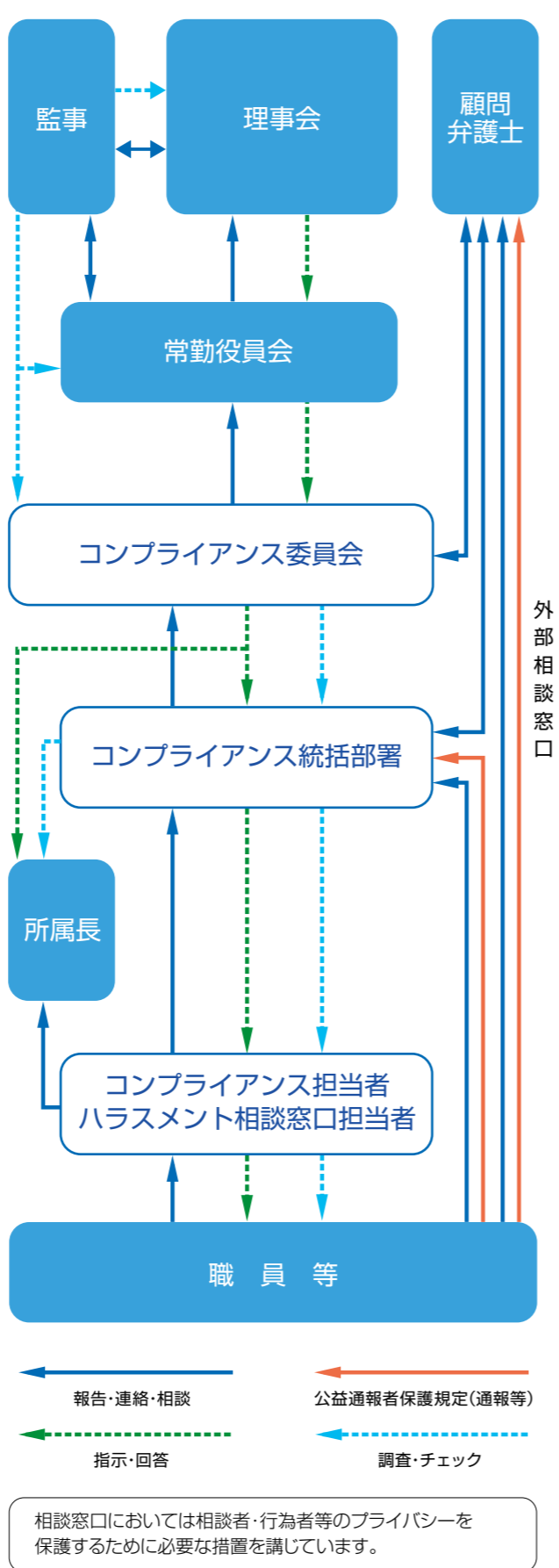
従業員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、各種会議・研修等のあらゆる機会を通じてコンプライアンスの周知徹底を図っております。

◎弁護士との連携

業務上、法的判断が必要な事案については、弁護士等と連携し取り組んでおります。



コンプライアンス組織体制図



福岡県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

① 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

② 個人情報の取得・利用・提供

◆当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ又は備え置きパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

◆取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。

◆取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。

◆お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

③ 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(又は備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

④ 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

⑤ 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

⑥ 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

◆法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。

◆請求の方法は当協会窓口にて備え置きしております「保有個人データ」開示申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参又は郵送してください。(「保有個人データ」開示等申請書は当協会のホームページ上からもダウンロード出力ができます。)

⑦ 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

◆当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去又は第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

◆⑥、⑦の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ又は備え置きパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

⑧ 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組めます。

⑨ 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、以下の通りです。

エリア	部署・電話番号	住所
福岡地区	企業支援部 092-415-2604	福岡市博多区 博多駅南2丁目2番1号
	債権管理部 092-415-2647	
	営業部 092-415-2603	
	大濠支所 092-734-5923	福岡市中央区 黒門2番28号
北九州地区	北九州支所 093-551-2635	北九州市小倉北区 古船場町1番35号
久留米地区	久留米支所 0942-38-1022	久留米市日吉町 24番地24
筑豊地区	筑豊支所 0948-22-3585	飯塚市吉原町 6番12号
大牟田地区	大牟田支所 0944-52-6011	大牟田市不知火町 1丁目3番地4号

役員

理事 (令和7年7月1日現在)

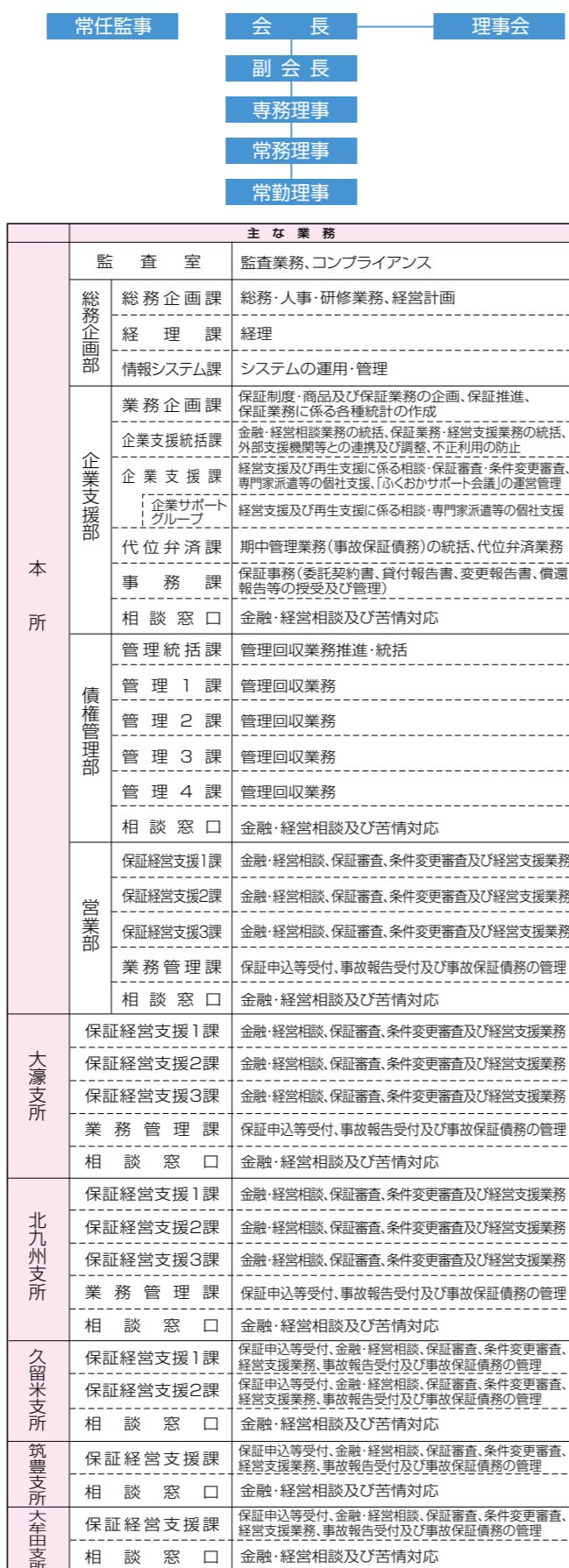
- 会長 山崎 建典 常勤
- 副会長 谷川 浩道 福岡県商工会議所連合会 会長
- 専務理事 山崎 巖 常勤
- 常務理事 牛島 英典 常勤
- 常務理事 鹿嶋 一彦 常勤
- 理事 白水 勝哉 常勤
- 理事 見雪 和之 福岡県 商工部長
- 理事 中嶋 玲子 福岡県議会議員(県民生活商工委員会委員長)
- 理事 高島 宗一郎 福岡市長
- 理事 武内 和久 北九州市長
- 理事 原口 新五 久留米市長
- 理事 花田 稔之 福岡県商工会連合会 会長
- 理事 山田 登三雄 福岡県中小企業団体中央会 会長
- 理事 五島 久 福岡銀行 頭取
- 理事 村上 英之 西日本シティ銀行 頭取
- 理事 鶴久 博幸 筑邦銀行 頭取
- 理事 嘉藤 晃玉 北九州銀行 頭取
- 理事 荒木 英二 福岡中央銀行 頭取
- 理事 新井 竜作 商工組合中央金庫 福岡支店長
- 理事 井倉 眞 福岡県信用金庫協会 会長

監事

- 監事 上野 順治 常勤
- 監事 豊永 明壽 元:福岡県警察 総務部長
- 監事 行正 晴實 行正晴實公認会計士事務所長

順不同敬称略

機構組織図



お客様相談窓口
当協会では、お客様の経営相談、金融相談、金融機関紹介に関する相談等に迅速・適切な対応を図るため、企業支援部、債権管理部、営業部及び各支所にお客様相談窓口を設置しています。

●本所

〒812-8555 福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
 ●総務企画部
 総務企画課/TEL.092-415-2611 } FAX.092-415-2620
 経理課/TEL.092-415-2612 }
 情報システム課/TEL.092-415-2613 } FAX.092-415-2638

●企業支援部

お客様相談フリーダイヤル ☎ 0120-112-249
 業務企画課/TEL.092-415-2609 } FAX.092-415-2618
 企業支援統括課/TEL.092-415-2623 }
 企業支援課・お客さま相談窓口 } TEL.092-415-2604
 代位弁済課/TEL.092-415-2629 } FAX.092-415-2630
 事務課/TEL.092-415-2607 } FAX.092-415-2621

●債権管理部

管理統括課・お客さま相談窓口 } TEL.092-415-2647 } FAX.092-415-2617
 管理1課/TEL.092-415-2645 }
 管理2課 } FAX.092-432-0119
 管理3課 } TEL.092-432-0004
 管理4課 }

●本所営業部

業務区域	福岡市(博多区・東区)、大野城市、春日市、筑紫野市、太宰府市、宗像市、福津市、古賀市、那珂川市、糟屋郡
------	---

保証経営支援1課・お客様相談窓口 TEL.092-415-2601 }
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 TEL.092-415-2602 } FAX.092-415-2615
 保証経営支援3課・お客様相談窓口 TEL.092-415-2603 } FAX.092-415-2616
 業務管理課 TEL.092-415-2600

●大濠支所

業務区域	福岡市(中央区・城南区・南区・早良区・西区)、糸島市
------	----------------------------

〒810-0055 福岡市中央区黒門2番28号
 保証経営支援1課・お客様相談窓口 TEL.092-734-5924 } FAX.092-734-5628
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 TEL.092-734-5923 } FAX.092-734-5619
 保証経営支援3課・お客様相談窓口 TEL.092-734-5925 } FAX.092-734-5631
 業務管理課 TEL.092-734-5922

●北九州支所

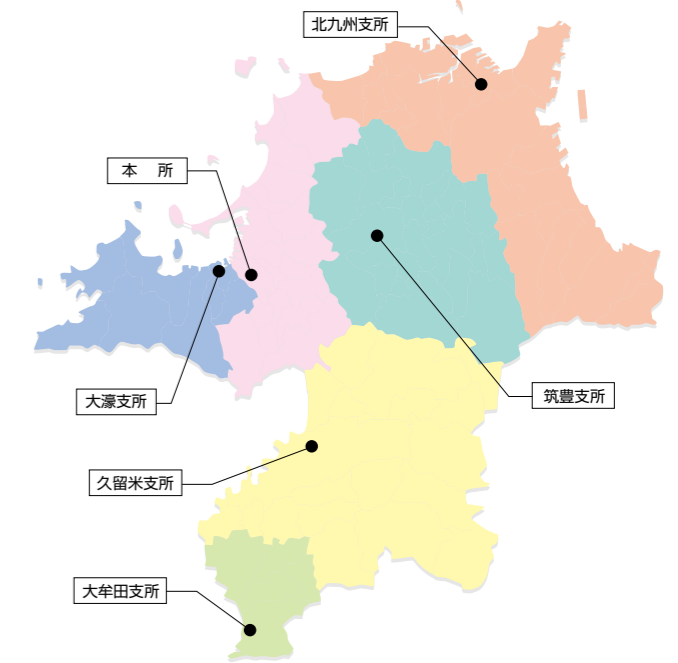
業務区域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
------	------------------------------

〒802-0082 北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館4F
 保証経営支援1課・お客様相談窓口 TEL.093-551-2633 } FAX.093-522-4754
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 TEL.093-551-2634 }
 保証経営支援3課・お客様相談窓口 TEL.093-551-2635 } FAX.093-522-4757
 業務管理課 TEL.093-551-2632

関係会社の紹介

保証協会システムセンター株式会社

当協会他4協会が、事務の統一及び経営の効率化を目指したコンピューターシステムを構築し、それを運用するため、開発5協会の共同出資により「保証協会システムセンター株式会社」を平成18年4月3日に設



●久留米支所

業務区域	久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
------	---

〒830-8691 久留米市日吉町24番地24
 保証経営支援1課・お客様相談窓口 } TEL.0942-38-1023 } FAX.0942-38-1025
 保証経営支援2課・お客様相談窓口 } TEL.0942-38-1022 } FAX.0942-38-1026

●筑豊支所

業務区域	飯塚市、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡
------	---------------------------------

〒820-0040 飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所5F
 保証経営支援課・お客様相談窓口 } TEL.0948-22-3585 } FAX.0948-29-4927

●大牟田支所

業務区域	大牟田市、柳川市、みやま市
------	---------------

〒836-0843 大牟田市不知火町1丁目3番地4 旧太陽生命大牟田ビル6F
 保証経営支援課・お客様相談窓口 } TEL.0944-52-6011 } FAX.0944-51-3419

立しました。
 令和7年3月末現在、全国43協会が参加し、本社は東京都に設置、福岡県には九州支社を設置しています。